



千手滝（赤目四十八滝・三重県名張市）

撮影：東大阪支部 政本彰人

焦

点

いよいよ、総選挙が行われる。昨年の秋から、候補者は選挙事務所開きを行い、当連盟も推薦候補者の決定をしていたが、やっと解散だ。7月15日には選挙管理委員会による選挙2法勉強会をすませ、選挙に向けての準備も整った。

去る6月、日税連が平成22年度税制改正に関する建議書を機関決定し、日税政は平成22年税制改正に関する要望を機関決定した。さらに、次なる税理士法の抜本的見直し、強制入会制度と税理士業務の無償独占を堅持、公認会計士協会からその資格をもって税務業務を行うことができる措置の要求など、税理士制度に関する重要な問題が山積している。

これらの問題の実現または解決のためには、立法府への働きかけが不可欠であり、国会議員の理解が必要なのである。日頃から「税理士による国会議員等後援会」を通じて支援・要望を行ってきているが、総選挙においても、しっかり応援していかなければならない。税政連は、要望実現をはかる政治団体なのである。

政局に迷わされることなく、我々が主張する税制改正・税理士制度問題を理解・実現してもらえる推薦候補者を支援しなければならない。選挙違反のないように、選挙2法をしっかり学んで、個々面接・電話戦術・幕間演説・応援演説を通じて、総選挙にしっかりとかわっていかう。

主張

税理士による国会議員後援会の充実を!!

昨年の平成20年度税制改正法は、「ねじれ国会」という状況のなかで「道路特定財源の暫定税率」が1カ月間停止されるなど迷走を生じたが、基本的には政府原案を全く修正することなく成立した。そればかりか、その国会では税制改正法案の実質審議がほとんど行われなかったという極めて憂慮すべき事態が生じた。すなわち、現在の政治情勢にあっては、与党と野党がそれぞれ税制改正大綱を公表し、その上で国会の委員会で政府を交えた審議を行い、必要な修正を経て、国民のための税制改正を実現するという本来の国会運営ができない状況である。その原因は、与野党間の政局の思惑によるが、政府としても衆議院において既に成立した予算に基づく歳入法案である税制改正法案を、参議院で修正することは極めて難しいということである。与野党が頼れない状況では、税制改正における財務省主税局の影響力が増大していると考えなければならない。

去る6月25日の日税連の理事会において平成22年度の税制改正に関する建議書が可決された。税理士法には「税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限ある官公署に建議し、又は諮問に答申することができる」と規定されている。今までは例年を踏襲する形で、総花的に多くの項目を取り上げ、減税中心にまとめられて、毎年建議を行ってきた。

今年度からは従来の税制改正建議項目とは別に、中期的な視点に立って継続して検討すべき項目について基本的な考え方を示している。建議に当たっては税務に関する専門家として納税者の立場に立ち、①公平な税負担②理解と納得のできる税制③必要最小限の事務負担④時代に適合する税制⑤透明な税務行政、の5つの視点を基本としている。

税制改正法案の立案に当たっては、税理士会の建議書が企画立案当局である財務省主税局に対してどれだけ取り入れられるかが重要になってくる。最終的には国会での予算案や法律案が賛成多数で可決されないと法律とはならない。よって、日税連の税制改正建議を実現するためには、与野党の国会議員に対する陳情活動もまた今まで以上に重要となってくる。この点においては、日税連と日税政の役割分担について明確にし、双方が連携をして、より効果的な活動を行う必要がある。日税政は、日税連と連携して国会議員へのアクションを精力的に展開しており、税制改正要望についても、日税連・日税政の連名による要望書を作成して国会陳情を行っている。具体的には、日税連が機関決定した税制改正建議書の中から、緊急性のある項目を抽出して、全国各地に設立されている税理士による国会議員等後援会を通じて要望を行っている。税理士会が、他の士業団体に比して強い政治力を保持しているのは、全国の国会議員等後援会や各府県連等の地方組織の総合力によるところが大である。そのために、税理士の主張にもろ手を挙げて賛成してくれる国会議員の後援会をより多く設立し、会員一人一人の積極的な参画が求められるところである。

(T. O)

目次

主張	2
会員研修会を開催	3
後援会ニュース	4
支部長後援会会長連絡会議	9
平成22年度税制改正要望が決定	9
後援会の窓～ここに人あり～	13

連

載

焦点	1
かんさいすずめ	14

会 員 研 修 会 を 開 催

近税政本部では、会員研修会を6月16日午後1時から近畿税理士会館3階において開催した。第1部に「登録政治資金監査人制度」、第2部に「規制改革の動向と税理士制度」を取り上げところ、180人超の受講者が参加した。

第1部では、まず大阪府選挙管理委員会の川端氏より、「登録政治資金監査人制度の理念と概要及び政治資金収支報告書の作成と監査のポイント」について講演があった。政治資金監査は、外部性を有する第三者による監査、職業的専門家による監査、会計事務に対する外形的・定型的な監査、当事者間の相互信頼に基づく監査である点、及びそれぞれの留意点について説明がなされた。また、監査指針について具体例を挙げながら詳細な説明があった。



大阪府選挙管理委員会 川端参事

続いて、自由民主党大阪府支部連合会事務局の稲垣氏と民主党大阪府総支部連合会事務局の近藤氏をパネラーとして「政治資金収支報告書の作成と監査の実務について」をテーマに、現状の報告と政治資金監査のより具体的な内容について討論を行った。

収支報告書の作成と監査の円滑化のためには、総務省が作成した会計帳簿・収支報告書作成ソフトの活用や、会計帳簿と領収書の突合作業を円滑に行うことができるように、会計帳簿の支出項目別・日付順の記載にあわせて、領収書を整理すべきことが結論付けられた。特に、電子申請のためには総務省ソフトの活用は必須で

あり、国会議員関係政治団体以外の団体である支部連においても活用するべきものとされた。



右から民主党近藤氏、自民党稲垣氏、井戸本幹事長、細谷副会長、協阪副幹事長、田副幹事長

第2部では、近畿税理士会の石原健次制度部長から「規制改革の動向と税理士制度～無償独占と強制入会制の行方～」をテーマに最新の動向について解説が行われた。

特に税理士制度のあり方について、資格取得制度と試験制度の見直しや税理士制度の信頼性の確保、及び業務執行方法の多様化が最重要である点が説明された。

これら資格制度改革は最終的に法案として国会において審議されるものであり、その意味において税政連活動は今後以前にも増して重要になってくるので、なお一層の活動の強化を呼びかける発言があった。

研修会のテーマはいずれもタイムリーな内容で、大いに参考になった。



近畿税理士会 石原制度部長

後援会ニュース

西村やすとし後援会 定期大会

「税理士による西村やすとし後援会」定期大会が、平成21年4月30日、グリーンヒルホテル明石において開催された。



河合正美 後援会会長

来賓として近畿税理士政治連盟から、河田秀雄副幹事長が出席した。

河合正美後援会会長の挨拶の後、上村正和幹事長の司会により開会した。河田秀雄副幹事長より、後援会の現状について「現在、近畿2府4県の近畿税理士政治連盟のエリアに、支援後援会は44、全国では310前後がある。一昨年、後援会の支援に関する規定の制定を行い、後援会の会員数に応じた助成を行うこととした。国会議員の立場からは、選挙中の電話当番もありがたいが、それよりも常日頃から、税理士とそのクライアントを交えた勉強会、たとえ少人数であっても、今抱えている税制、税理士制度の問題点をざっくばらんに話し合いたいとの希望を持っている」と挨拶があった。

平成20年度活動報告・決算報告、平成21年度活動計画・予算に関する事項がそれぞれ承認された。また、会費に関する規約改正・役員人事に関しても審議され、承認された。

西村やすとし議員は海外出張のため、松岡秀明秘書より西村議員の活動報告と日頃の後援会活動に対する謝意が述べられた。

この後、馬詰副会長の乾杯の後、懇談会が始まり、後援会の現状に対する意見と真摯な議論がなされた後、上村正和幹事長の中締めで散会した。
(星川啓明)

北側一雄後援会 定期大会

税理士による北側一雄後援会第6回定期大会が、平成21年6月12日午後7時よりリーガロイヤルホテル堺において開催された。



北側一雄 衆議院議員

来賓として北側一雄衆議院議員、細谷陸雄近税政副会長、河田秀雄近税政副幹事長が出席した。

森副幹事長が司会を務め、八文字貞和前会長への黙祷の後、池田茂雄後援会会長が「後援会活動の役割は非常に大きくなっている。税理士による北側一雄後援会に対して、より一層の協力をお願いしたい」と挨拶した。

竹内芳彦幹事長により、活動報告、収支決算報告、活動方針案、収支予算案、任期満了による役員改選の議案の説明があり、全議案が可決承認された。

続いて北側議員より、税制改正問題、中小企業対策としての緊急貸付、雇用対策の助成金問題などについて国政報告がなされた。

引き続いて行われた意見交換会では、細谷副会長から北側議員にお礼が述べられ、会員に対しては税政連活動への更なる理解と協力をお願い

いしたいと挨拶があった。

最後に、河田近税政副幹事長が税政連の会費納入について必要性を述べ中締め挨拶とし閉会となった。(森敏則)

二ノ湯さとし後援会 定期総会

税理士による二ノ湯さとし後援会定期総会が、平成21年6月12日に新都ホテルにおいて開催された。



二ノ湯さとし 参議院議員

来賓として、近畿税理士政治連盟から九鬼郁雄副幹事長、近畿税理士政治連盟京都府支部連合会から北村善和会長、奥村和義幹事長が出席した。

谷口康夫幹事長の司会により開会し、石原豊副会長の力強い開会宣言の後、今西衛後援会会長から、日ごろの後援会活動への感謝と「二ノ湯先生は、各委員会にも積極的に参加され多方面にご活躍されており、今後とも、より一層の協力をお願いしたい」と挨拶があった。

次いで総会に入り、近藤明夫会員が議長に選任され、平成20年度活動報告及び会計報告と平成21年度活動方針、後援会規約の一部改正案が満場一致で承認された。来賓の祝辞として、九鬼近税政副幹事長から「二ノ湯さとし議員の近畿税理士政治連盟への協力を感謝し、貴会のますますのご発展を祈念する」と挨拶した。

次いで、北村支部連会会長から「総会が無事終了し、支援後援会該当をお喜び申し上げます。中小企業への税制改正要望と中小企業への支援

をお願いしたい」と挨拶があった。

そして、二ノ湯議員が登壇し「現在の深刻な経済危機下、政府としては景気対策が最も重要であるが、アメリカ依存の外需型経済ではなく、内需型経済へ転換していくべきだ。また、少子高齢化を迎え、福祉維持のためには消費税率アップも将来的には必要で、政治家は勇気を持って国民に提言をしていかなければならない。頑張れば新しい道が切り開かれると確信し、私も日本の未来のため、全力で取り組む」と力強い挨拶があった。

総会終了後には懇談会が開かれ、二ノ湯議員は各テーブルを回り、会員と親しく歓談をされ、盛会裏に終了した。(笹岡憲一)

中馬弘毅後援会 定期大会

税理士による中馬弘毅後援会平成20年度定期大会が、6月26日午後5時から、大阪市の大成閣において開催された。



中馬弘毅 衆議院議員(左)

石井基行後援会会長の挨拶の後、西関善次会員の司会のもとに、安藤修身会員を議長に選任し、上程されたすべての議案は満場一致で可決承認された。

次いで、来賓の佐野吉延近税政副会長より「政治資金規正法の会計監査人の認定を受けている約3,000人中、税理士が約2,000人です。地方自治体の監査は、弁護士、会計士、これらがいない場合は税理士となっていますが、並列にするように陳情しています。また本日、特殊支配同族

会社の役員給与の損金不算入制度の廃止が参議院を通過したが、衆議院はまだなので、自民党に働きかけたい等」挨拶があった。

その後、石井会長が「後援会名簿を作成しました。会員68人になっています。近税政に6月30日付けで提出します」と報告した。

午後6時過ぎ、中馬弘毅議員が東京より到着し、「マスコミが騒ぐほど、国の状況は悪くはありません。昨年の2つの補正予算、今年も補正予算を通して景気対策の効果は出てきています。ばら撒きといわれていますが、株も上がってきています。その他中国人の個人ビザを許可したので、大阪にも潤いをもたらすと思います」と国政報告した。

次いで、中馬議員に石井会長より要望書が手渡された。

その後、松田英夫大阪府第一支部連会長の発声による乾杯で懇親会が始まり、中馬議員から親しく国政の事情等お聞きし、盛り上がっているうちに、時間となり閉会した。(榎本芳美)

大塚高司後援会 定期大会

税理士による大塚高司後援会の第2回定期大会が、7月3日、ホテルアイボリーにおいて開催された。来賓として額賀福志郎衆議院議員、大塚高司衆議院議員、近税政本部から今中英雄副会長、近税政豊能支部から小島隆支部長、大西尚史組織委員、守部浩二幹事長の出席があった。



大塚高司 衆議院議員

大会は三原健吾会員の司会により、赤尾清之後援会会長の挨拶で開会した。

議事に当たり丹羽修二会員が議長に選出され、運動経過報告をはじめとする議案の審議に入った。議案はすべて原案通り賛成多数で承認可決された。

次いで、来賓の挨拶として、今中近税政副会長から「後援会会員の先生方には税政連の活動に大変なご支援、ご協力を頂いており感謝申し上げます。大塚先生に国政の場で活躍していただくことが、われわれ税理士制度を守ることにつながる。後援会を拡充強化して、しっかりと支援申し上げたい」、小島近税政豊能支部長から「大塚先生には、税理士制度について深いご理解をいただいている。自民党税調会長でもある津島先生の研究会にも所属されており、大塚先生の国政報告をお聞きし懇談させていただくことは、我々にとって大変心強い。後援会をあげて積極的に支援したい」と挨拶があった。

続いて、大塚議員から「このように定期大会を開催していただき感謝申し上げます。政治家として3年、5年、10年先を見通し、皆さんのお気持ちを無駄にすることなく幅広く精一杯頑張ります。今後ともよろしくお願い申し上げます」と挨拶があり、盛会のうちに総会は終了した。

その後、開催された懇親会は、森田茂穂後援会幹事長の挨拶で始まり、大塚議員ご夫妻との交流の中、親泊伸明副会長の中締めの挨拶があり、記念撮影の後終了した。(井関孝之)

西田昌司後援会 定期総会

税理士による西田昌司後援会第3回定期総会が、平成21年7月3日に、からすま京都ホテルにおいて開催された。

来賓として日本税理士政治連盟から森金次郎顧問、近畿税理士政治連盟から南出力利会長、九鬼郁雄副幹事長、近畿税理士政治連盟京都府支部連合会から北村善和会長、奥村和義幹事長

が出席した。

中江嘉和幹事長の司会により開会し、田島博昭後援会会長から、日頃の後援会活動への感謝と今後のより一層のご協力をお願いの挨拶があった。



西田昌司 参議院議員

次いで総会に入り、二股茂会員を議長に選任し、平成20年度事業報告及び決算と一部規約改正と平成21年度事業計画（案）が満場一致で承認された。

引き続いて、西田昌司議員より、詳しい国政報告のあと「民主党の政策を実施すれば、国内消費が減少することになり、結果として内需が減少し景気は急降下してしまうでしょう。この国の根幹を崩壊させてしまうということになります」と力強い言葉で挨拶がなされた。

来賓では、森日税政顧問から、税理士のために活躍していただいている西田昌司議員に対する感謝の気持ちと、政局が経済にもたらす影響が多大であり税理士はもっと政治に関心を持つべきであると挨拶があった。

南出近税政会長は、税政連活動に関する理解と協力の呼びかけをした。

北村支部連会長は、税理士による政治活動の重要性を訴えられた。

最後に中江嘉和幹事長の閉会の辞をもって終了した。

懇親会では田島博昭会長の挨拶の後、廣瀬来三会員の乾杯の発声で開宴した。西田昌司議員が各テーブルを回り、参加した会員と親しく歓談され、和やかなうちに終了した。(笹井雅広)

高市早苗後援会 定期大会

日 時 平成21年 7月18日(土曜日)

午後 5 時30分～ 8 時30分

開催場所 奈良ロイヤルホテル(奈良市)

来 賓

高市 早苗 経済産業副大臣

井戸本泰次 近畿税理士政治連盟幹事長

東口 哲夫 近畿税理士政治連盟奈良県支部
連合会会長



高市早苗 経済産業副大臣

税理士による高市早苗後援会定期大会が開催された。黒田浩之後援会幹事長の司会で開会、はじめに武野勝文会長が「第10回目の定期大会を無事に迎えることができた。高市副大臣には国政の場で活躍していただき、中小企業のために奮闘していただいている。税法改正等に迅速適切に対応し、税理士の地位向上に働いていただき感謝している。今後も頑張ってお活躍いただきたい」と挨拶。

続いて来賓の井戸本近税政幹事長が「近税政本部では後援会支援規程を制定し、選挙に際し力を発揮できる後援会を作るよう推進してきた。一人一人の税理士に、クライアント、従業員が加わると大きなパワーとなる。国政の場で活躍していただくことが、公平で公正な税制の構築のために大切であり、それが最終的に税理士制度を守ることになる」と挨拶。

この後、議長に武野勝文会長を選任し、慎重審議の結果、全議案が可決承認された。

ここで、高市早苗経済産業副大臣の国政報告会が始まり「経済産業副大臣の仕事が続いて、国会で法律案の答弁に追われていた。麻生内閣の支持率は低いが、総理の国家観はしっかりしており、政策推進の一員である経済産業副大臣として、経済の厳しい中、精一杯頑張ってきた。特に、雇用を守るためにも事業主体を減らさないようにしてきた。

また、エコ自動車の買い替え推進、エコポイント制度、太陽光発電パネルの普及支援策を実施してきた。さらに、何としてもやりたい政策が、地域で働ける場所を確保することである。特に高齢者、育児中の女性の再就職支援策、労働条件等実態にあったテレワーク基盤の整備が必要である。そのために地域で雇用を創出する基金を活用した市町村の工夫が求められ、給食を配達する地域ビジネスや高齢者が就業するシ

ルバー人材センター等々、幅広く雇用機会拡大策が行われている。

また平城遷都1300年を前に、観光地に分かり易い案内板等を設置し、スポットに観光客を誘導できる情報を流す親切的な観光行政を行い、地域経済が元気になるように進めたい。

最後に強調したいのが、あるべき日本の姿として、努力した人が報われる社会をめざしている」と国政報告された。

懇親会に入り、東口哲夫近税政奈良県支部連会長が「税理士の強制加入制度、無償独占が国民のための税理士制度であると訴えていかなければならない。今後も税政連にご支援をお願いしたい」と述べられた。

終わりに今中徳治後援会副会長の締めの挨拶で終了した。
(黒田有紀)

選挙 2 法勉強会及び選挙支援体制の打合せ会

平成21年 7 月15日(水)、近畿税理士会館 3 階会議室において「選挙 2 法勉強会及び選挙支援体制の打合せ会」が本部役員と支部連・支部・後援会の役員を対象として開催された。

公職選挙法及び政治資金規正法の理解を深め、日常の活動と来る第45回衆議院議員総選挙において法令違反等がないように、講演及び本部の方針が伝達された。

第 1 部の選挙 2 法勉強会は、大阪府選挙管理委員会から川端龍彦参事を講師に迎え、公職選挙法及び政治資金規正法の概要と、選挙期間中とその前後の期間において後援会及び支部連が

できる活動・できない活動など留意すべき事項について講演が行われた。特に支部連の定期大会の日程と重なる時期に当たるため、会場からは具体的な事柄が質問され、川端参事からは丁寧な回答をいただいた。

第 2 部の選挙支援体制の打合わせ会では、公職選挙法及び政治資金規正法を遵守した選挙支援のあり方について、天野選対委員長から説明があった。この中で、選挙前の飲食を伴う会合の際の留意点について再度確認を行うとともに、選挙後の挨拶行為の禁止などについて確認を行った。

近畿税理士政治連盟第43回定期大会のご案内

※国政報告会、懇親会は一般参加を受け付けています。

詳しくは「近畿税理士政治連盟第43回定期大会国政報告会のご案内」(8 月同封)をご参照ください。

日 時	平成21年 9 月 7 日(月)13時30分～
会 場	帝国ホテル大阪
次 第	定期大会 13時30分～16時
	国政報告会 16時15分～17時45分
	懇親会 18時～19時30分

支部長・後援会会長連絡会議

近税政本部では、4月27日に近畿税理士会館において「支部長・税理士による国会議員等後援会会長連絡会議」を、本部役員30人、支部役員53人、後援会役員30人の出席のもと開催した。

冒頭、南出会長から、本部で取り組みを進めている組織の見直しについて審議の進捗状況と内容が報告され、支部、後援会の両組織において連携と活動の活性化を図るべく、忌憚のない意見交換を願う旨の挨拶があった。

連絡会議では、本部、支部連、支部、後援会の連携のほか、後援会活動について、一昨年に制定された「税理士による国会議員等後援会の支援に関する規程」に基づいた活動の実践と後援会規約及び会員名簿の整備を推進することを確認した。また、年度末に向け、会費収納率の向上のための施策について、支部での取り組みの強化を図ることも確認した。

続いて、登録政治資金監査人制度について、登録状況の報告と、近税政と近税会との連携に



南出力利会長

よる国会議員関係政治団体からの推薦依頼に応じる体制の整備状況について報告がなされた。登録者数については対象団体数と比較して不十分であるとの認識が示され、支部及び後援会において積極的な取り組みをすることが確認された。

最後に、きたる解散総選挙に向けて、法令違反のないよう選挙支援体制について確認が行われた。

平成22年度税制改正要望が決定

日税政では、7月24日に幹事会を開催し、日税連の「平成22年度の税制改正に関する建議書」をもとに、特に緊急かつ重要と思われる12項目を抽出した「平成22年度税制改正に関する要望」を機関決定した（次頁参照）。

この中で、法人税関係として「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度」の問題については、適用除外の基準所得金額の引き上げにより適用割合が縮減されているが、会社から費用性支出として社外流出している部分に課税が行われることについては、中小企業者の理解と納得が十分に得られているとはいえないとして、早急な廃止を求めている。また、所得税関係では「土地・建物等の譲渡により生じた損益

について、損益通算及び繰越控除を認めること」などが盛り込まれ、手続き規定関係として「更正の請求をすることができる期間について、他の関連する規定とのバランスを考慮しつつ、その延長を行うこと」などが取り上げられた。

また、所得税法等の一部を改正する法律の附則において、税制の抜本的な改革にかかる法制上の措置を講ずるとして基本的な方向性が示されているが、これらについての現時点での基本的な考え方と問題意識も示された。

「要望」の機関決定を受け、本部においては各党の府県連との懇談会を、支部連、後援会においては関係国会議員等に陳情を計画していくこととなった。

平成22年度の税制改正に関する要望

平成21年 7 月

日本税理士会連合会

日本税理士政治連盟

当税理士業界は、平成22年度の税制改正に際し、特に緊急かつ重要と思われる12項目について要望書を取りまとめました。この要望書は、中小企業者等、納税者の適正な税負担を求めて、次のような視点から提言をしています。

公平な税負担 理解と納得のできる税制 必要最小限の事務負担 時代に適合する税制 透明な税務行政

I 国税関係

《所得税関係》

1. 高額給与所得者の給与所得控除額については、一定の限度額を定めること。

【理 由】 現在の給与所得控除額は上限なく比例的に認められているが、一定額以上の高額な給与収入の場合、限界的に増加した部分の収入について経費が比例的に増加するとは必ずしも言えず、実態を反映しているとは考えられない。したがって、一定額以上の高額な給与収入については、給与所得控除額に限度額を定めるべきである。

2. 給与所得者に対する課税方式を次のとおり改正すること。

(1) 給与所得者に対する課税については、年末調整と確定申告との選択制とすること。

(2) 特定支出控除を拡充し給与所得者が確定申告を行う機会を増やすこと。

【理 由】 給与所得者の納税者意識の向上及び個人のプライバシー保護の観点から、給与所得者が年末調整と確定申告を選択できるような環境を整備するとともに、勤務費用の概算控除としての給与所得控除額の見直しと併せて、特定支出控除の対象範囲を大幅に拡充すべきである。

3. 土地・建物等の譲渡により生じた損益について、損益通算及び繰越控除を認めること。

【理 由】 平成16年度税制改正により、十分な議論と周知期間がないままに、土地建物等の譲渡損益は他の所得との損益通算・繰越控除が認められなくなった（一定の要件のもと居住用財産については存置）。現行の損益通算規制では、譲渡損失と他の所得、譲渡益と他の所得の損失について損益通算が認められないため、担税力がない場合でも課税される。また、事業用土地と事業収益は一体であるが、事業の赤字を事業用土地の売却で補填する場合には資金繰りに支障が生じる。なお、居住用財産の譲渡損失は、生活基盤を支える基本的資産の価値の下落による損失が譲渡により顕在化したものであるから、住宅借入金等による買換えや住宅借入金等の残高などの要件を撤廃し、居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めるべきである。

4. 居住用財産の譲渡損失については、住宅借入金等の有無にかかわらず、損益通算及び繰越控除を認めること。

【理 由】 長期所有の居住用財産の譲渡損失については損益通算の特例が設けられており、その要件は、①住宅借入金等により居住用財産を買い換えるか、②買換えをしない場合には譲渡代金を上回る住宅借入金等の残債があることである。そのため、住宅を自己資金で購入した者と住宅ローンで購入した者、また、住宅ローンを既に返済した者とそうでない者との間には、住宅の売却時に税負担面での不公平が生じる。住宅借入金等による買換えや住宅借入金等の残高などの要件を撤廃すべきである。

5. 生計を一にしない親族に係る医療費を支払った場合にも、その医療費の金額を医療費控除の対象とすること。

【理 由】 医療費控除は、本人分の医療費のほか生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費が対象とされている。そのため、同一生計でない親の医療費や介護費用等について、子が支払った場合などは、医療費控除の対象とならない。

そこで、生計を一にしない親族に係る医療費を支払った場合であっても、医療費控除の対象とし、現行の同一生計要件を外すべきである。

《法人税関係》

6. 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度を廃止すること。

【理 由】 平成18年度改正により導入された本制度は、例えば個人事業者が法人成りをした場合の課税ベースの剥落などへの対応を図るものであるとされている。その後、質疑応答事例等の公表により適用対象会社の範囲が明らかとなり、また、適用除外の基準所得金額の引上げにより適用割合が縮減された。しかし、会社から費用性支出として社外流出している部分に課税が行われることについては、中小企業者の理解と納得が十分に得られているとはいえない状態である。したがって、この制度は早急に廃止すべきである。

7. 交際費課税における交際費等の範囲を見直し、社会通念上必要な交際費等の支出は原則として損金算入するとともに、定額控除限度額内の10%課税制度は即時に廃止すること。

【理 由】 交際費であっても事業活動に必要なものは金額の多寡にかかわらず損金算入されるべきであり、金額基準などにより形式的に交際費等かどうかを判断すべきものではない。交際費等の範囲を見直し、例えば社会通念上必要とされる慶弔費等は交際費課税の対象外とするなど、本来の交際費課税の趣旨に即したものとすべきである。

《所得税・法人税共通》

8. 一時損金又は必要経費算入の少額減価償却資産の取得価額基準を30万円未満に引き上げること。

【理 由】 中小企業者には少額な減価償却資産について取得時に3つの制度が併存している。すなわち

- ①取得価額が10万円未満の少額減価償却資産は一時に損金又は必要経費算入
 - ②取得価額が20万円未満の少額減価償却資産については3年間にわたって損金又は必要経費算入する一括償却資産制度の選択
 - ③取得価額が30万円未満の減価償却資産については平成22年3月までの特例制度として年間の損金又は必要経費算入の上限を300万円として全額損金又は必要経費算入
- これらの規定を整理・簡素化し、少額減価償却資産の取得価額基準を30万円未満に引き上げるべきである。

Ⅱ 地方税関係

9. 全ての市町村に対して電子申告が可能となるように早急に整備を図ること。

【理 由】 現在、全ての税務署及び全ての都道府県に対する電子申告は実現されているが、市区町村に対する電子申告については、1798市区町村のうち、284市区町村しか実現されていない(平成21年6月1日現在)。電子申告の利便性の観点から全ての市町村に対して電子申告が出来るように早急に整備すべきである。

Ⅲ 手続規定関係

10. 更正の請求をすることができる期間について、他の関連する規定とのバランスを考慮しつつ、その延長を行うこと。

【理 由】 課税庁が行う減額更正は法定申告期限から5年以内とされ、増額更正については除斥期間が3年又は5年以内とされている。一方、納税者から更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から1年以内である。この期間の差は、納税者は自らが把握しているものを申告するのに対して、課税庁が更正を行う場合には調査を行うとともに挙証責任があることによるとされている。このため、法定申告期限から1年を超え5年以内の期間については、課税庁からは減額更正ができるが、納税者からは「嘆願」という方法によってしか対応できない。嘆願は法的な救済措置ではなく、それを取り上げるか否かも課税庁の裁量とされる。

このような現状を解決するため更正の請求をすることができる期間を延長すべきである。

11. 税務行政の執行に関する手続規定を整備すること。

【理 由】 行政手続法では、税務調査における質問検査権について、同法第2章（申請に対する処分）、第3章（不利益処分）及び第4章（行政指導）の規定が適用除外とされている。また、国税通則法でも、行政手続法の同様の規定の適用が除外されている。行政手続法を適用除外とする理由は、国税通則法等において必要な範囲の手続を規定して完結した独自の手続体系を形成しているとされているからであり、決して税務行政の分野では手続法を必要としないということではない。税務行政手続についての行政手続法の適用除外については、再検討が必要である。

また、税務行政の手続に関する規定を国税通則法及び地方税法において明文化し、申告納税制度の更なる発展を目指し、納税者の権利保護、税務行政の円滑な執行を図るため、税務調査の事前通知等の規定を国税通則法及び地方税法に明文化すべきである。

12. 電子申告を普及させるため、新たな電子申告税額控除制度を制定すること。

【理 由】 現行の電子申告特別控除は、電子証明書の取得促進策の意味合いが強い。電子申告が普及するまでの措置として、新たな電子申告特別控除が継続して受けられるようにすべきである。また、納税者本人の電子署名がなくてもその適用を受けられるようにすべきである。

税制抜本改革への対応

第171回国会で成立した所得税法等の一部を改正する法律の附則第104条では、平成23年度までに税制の抜本的な改革に係る法制上の措置を講ずるとし、併せていくつかの基本的方向性が示された。これらの項目について現時点における基本的な考え方や問題意識は、下記の通りである。

1. 法人税の課税ベース拡大と税率引下げについて

法人課税の今後の基本的方向性については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引下げを検討するとされている。

（1）確定決算主義

確定決算基準には、財務諸表を単一化するという「便宜性」、減価償却など法人の内部取引の処理の確認が容易になり、申告調整による課税所得の減額を防止できるという課税の「安定性」及び企業利益と課税所得を有機的に結びつけることによる申告の「真实性」の確保といった機能がある。

このような観点から、確定決算主義は維持されることが適当であり、仮に部分的な申告調整を導入するとしても、確定決算主義の維持を前提にして最小限にとどめるべきである。

（2）課税ベース拡大のあり方について

税率を引下げながら課税ベース拡大を検討するに当たっては、欠損法人の多い中小企業の負担に留意すべきである。

2. 消費税の改正について

消費税は、その税率水準を1%引き上げるだけで約2.5兆円もの税収を生み出すものであり、高齢社会における財源として注目されている。しかし、それは国民全体が負うものであり、税率引上げは歳出の見直しや行政の合理化、税体系全体のあり方について慎重かつ十分な検討を行い、国民の理解を得た上で行う必要がある。また、消費税率引上げの際の税率構造と仕入税額控除方式については、さらなる慎重な議論が必要であり、少なくとも当面は単一税率を維持すべきである。

3. 納税者番号制度の導入について

納税者番号制度の導入に当たっては、まず情報保護制度をどのように構築するかが極めて重要な問題となる。納税者番号により収集された税務情報は本人に対して開示対象とし、本人による情報アクセスと情報訂正請求を認め、税務目的以外への利用は禁止すべきである。また、制度導入に当たっては、制度の仕組み、付番方式、付番機関など具体的な内容を示した上で、導入や維持に要する行政におけるコスト及び民間が負担するコストを試算し、費用対効果の面からも十分に検討する必要がある。

ここに人あり

後援会の窓

福山哲郎後援会 (参議院議員・京都府選挙区・民主党)

福山哲郎議員は平成10年・16年と2期連続、参議院議員選挙にてトップの得票数を得て当選されました。参議院予算委員会理事、環境委員長を歴任し、現在は民主党政調会長代理、参議院民主党政審会長として、法案の取りまとめなどに奔走しておられます。

民主党の中でも、中堅実力派議員としての呼び声も高く、去年は議員活動10年を迎えられ、ますます活躍の場が広がり、将来日本の政治を背負って立つ政治家として、私どもは福山哲郎議員を一丸となって応援しております。



作見藏市会長

①後援会の設立

税理士による福山哲郎後援会は、平成16年6月18日に設立されました。ちょうど、2期目の参議院選挙直前ということもあり、日税政と近税政の推薦状が授与されました。それ以降、福山議員の真面目な気質と並外れた行動力に触れながら、後援会活動を毎年順調に運営しております。

②後援会の活動

後援会の定期総会は年一回開催しております。後援会の活動報告と福山議員からの国会報告を行い、税制に関する問題の意見交換も活発に行われます。さらに、確定申告時期には、毎年必ず税務相談会場を視察し、申告時に税理士が果たす役割をご理解いただいています。

③大学の授業にて

福山議員は、京都造形芸術大学の客員教授を務めておられます。毎週土曜日の授業では政治学の教鞭を執り、学生に現在の政治状況や、政治がどうあるべきかなどを熱心に教えられています。授業の一環として、年1回、若手の税理士をお招きいただき、確定申告の方法などを実際の申告用紙を用い、詳しく教える機会を頂戴しています。今まで触れることのなかった税の大切さや税の役割などが理解できると、毎年学生から好評をいただいています。

④後援会組織の拡充

「税理士による国会議員等後援会の支援に関する規程」が定められ、福山哲郎後援会には、会員数の増強に努めていかなくてはなりません。今後も後援会運営に関して、近税政の更なるご支援とご協力を頂き、活性化に努めていきたいと存じます。



参議院予算委員会にて質疑をする福山議員

福山哲郎参議院議員 略歴

昭和37年1月19日生まれ。京都府立嵯峨野高校卒業、同志社大学卒業、大和証券勤務。松下政経塾11期生。京都大学大学院法学研究科修士課程修了

平成10年 参議院選挙初当選
 平成16年 参議院選挙二期目当選
 平成18年 参議院環境委員長就任
 現在 民主党政調調査会長代理
 民主党「次の内閣」ネクスト官房副長官
 民主党地球温暖化対策本部事務総長
 民主党京都府連 常任顧問
 京都造形芸術大学客員教授

明石といえば、タイとタコ。

明石鯛の漁期は4月から12月。

春の鯛は「桜鯛」。きれいな桜色のドレスをまとい、大きな黒い目に鮮やかな青のアイシャドウ。見栄えがいいのでとても人気があります。そう、夜の街にも似たようなのがいます。しかし、食べておいしいのは、夏場にエビやカニを食べ肥えて、全身上質な脂で包まれた秋から初冬の鯛。季節にちなんで「紅葉鯛」とよばれます。いろんなものを食って味がでてるんでしょう。

蛸は年中水揚げがありますが、旬は夏。ご想像の漁法は、きっと蛸壺漁なのでしょうが、明石では既に行われていません。明石の蛸は、明石の土が焼きこまれた壺にしか入らないので、壺を作る窯が震災で倒壊してから蛸壺漁が続けられなくなったのです。釣り人が蛸を釣るのは、テンヤと呼ばれる擬餌針に豚の脂身などを結びつけて、蛸が乗ってきたのを引っ掛けるのが主流。漁業としては、現在は底曳き網漁がほとんどです。

さかなの王者で見栄えのするタイに比べ、ユーモラスで庶民的な感じのするタコは明石を代表するキャラクターです。市内を走るコミュニティバスは愛称 t a c o バス、明石フィルハーモニー管弦楽団は t a c o フィル、明石と淡路市を結ぶのはタコフェリーです。

高速道路の通行料が休日1,000円で明石海峡大橋がにぎわっていますが、クルマを降りてノンビリとタコフェリーに乗って、エコの気分でさわやかに大橋を眺め、タイとタコに舌鼓、明日への活力も沸いてきたー。



近税政本部のうごき

○支部長・後援会会長連絡会議(4月27日)

- ・組織および活動の活性化について
- ・会費収納率の向上策について
- ・登録政治資金監査人への就任について
- ・その他

○会員研修会(6月16日)

○平成21年度・第1回広報委員会(7月8日)

- ・第43回定期大会の開催に関する件
- ・第43回定期大会提出議案(原案)作成に関する件
- ・機関紙第171号(5月号)の批評
- ・機関紙第172号(8月号)の編集に関する件
- ・機関紙第173号の編集企画に関する件
- ・その他

○政策・組織合同委員会(7月9日)

- ・第43回定期大会の開催に関する件
- ・第43回定期大会提出議案(原案)作成に関する件
- ・その他

○国対・選対・後援会対策合同委員会(7月13日)

- ・第43回定期大会の開催に関する件
- ・第43回定期大会提出議案(原案)作成に関する件
- ・その他

○選挙2法勉強会及び選挙支援体制の打合せ会(7月15日)

○平成21年度・第1回財務委員会(7月21日)

- ・第43回定期大会の開催に関する件
- ・第43回定期大会提出議案(原案)作成に関する件

- ・平成20年度会費収納状況について
- ・平成20年度収支決算の作成に関する件
- ・平成21年度収支予算(原案)の作成に関する件
- ・その他

○平成21年度・第1回正副幹事長会(7月27日)

- ・第43回定期大会の開催に関する件
- ・第43回定期大会提出議案(原案)作成に関する件
- ・その他

○平成21年度・第1回幹事会(7月27日)

- ・第43回定期大会の開催に関する件
- ・第43回定期大会提出議案(原案)作成に関する件
- ・その他

○平成21年度・第1回総務会(7月31日)

- ・第43回定期大会の開催に関する件
- ・第43回定期大会提出議案(原案)作成に関する件
- ・その他

銀河系

皆既日食があった。古代において日食は国が滅ぼされる前兆となると考えられていて、時の為政者の重大な関心事であった。8月に総選挙が行われる、前兆となるのであろうか? 天気が悪く見ることができなかったのも、変化がないかもしれない。神秘的な現象とは関係なく、総選挙では推薦候補者を応援する。ちなみに、平成24年5月に近畿地方でも、珍しい金環日食が見られます。(後安宏彦)